

令和 7年12月号 No.149

## ＜ごあいさつ＞

寒さ厳しき折柄、皆様におかれましては、何かとお忙しいことと存じます。今年も早いもので、残り1ヶ月を切りました。なお、インフルエンザなどの感染症も流行しております。風邪など引かれませぬよう、くれぐれもご自愛ください。

## ＜確定申告のご準備＞

個人の確定申告時期は2月16日～3月15日までです。申告期限は3月15日ですが、ゆとりある申告手続きのために、1月下旬より申告作業を行っていきます。そのためには、下記のような書類が必要となりますので、早め早めのご準備をお願い致します。

### 【事業等をされている方】

- ①12月までに発生した収入の請求書及び振込明細等
- ②12月までに発生した仕入・経費等の請求書等一式
- ③1月末までの預金通帳の写し
- ④商品・仕掛け品・貯蔵品の12月末日時点での棚卸表
- ⑤その他事業に関する資料一式

### 【収入関係】

- ⑥給与・年金の源泉徴収票
- ⑦報酬・配当等の支払調書
- ⑧生命保険年金等の支払明細書
- ⑨国税還付金振込通知書(前年分の還付金があった方)
- ⑩特定口座年間取引報告書

### 【控除関係】

- ⑪配偶者控除等対象者の所得情報(源泉徴収票等)
- ⑫生命保険料控除証明書
- ⑬地震保険料控除証明書
- ⑭国民年金保険料又は国民年金基金の控除証明書
- ⑮国保・介護保険料等の納付済額通知書又は証明書
- ⑯小規模企業共済掛金等払込証明書(小規模・iDeCo)
- ⑰医療費の領収書及びお知らせ
- ⑱寄付金の領収書及び証明書
- ⑲住宅借入金等特別控除申告書(2年目以降の方)
- ⑳住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ※初めて住宅ローン控除を受ける方は、土地・家屋の登記事項証明書、請負契約書・売買契約書の写し、住宅用家屋証明書及び認定通知書等が必要となります。

## ＜通勤手当の非課税限度額の改正＞

令和7年11月19日の所得税法施行令改正により、交通用具使用者の通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われる通勤手当(同日前の差額を除く)から適用されます。

このため、改正前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和7年分の年末調整で対応が必要となることがあります。

片道通勤距離の区分	非課税限度額(円)	
	改正後	改正前
2km未満	全額課税	同左
2km以上10km未満	4,200	同左
10km以上15km未満	7,300	7,100
15km以上25km未満	13,500	12,900
25km以上35km未満	19,700	18,700
35km以上45km未満	25,900	24,400
45km以上55km未満	32,300	28,000
55km以上	38,700	31,600

(参照: 国税庁HP)

## ＜12・1月の税金関係＞

- ① 10月決算の確定申告・4月決算の中間申告
- ② 固定資産税の3期目の納付…12月末日
- ③ 源泉所得税(納特)の納付…1月20日
- ④ 住民税の第4期分の納付…1月末日
- ⑤ 法定調書合計表、給与支払報告書、償却資産税の申告書の作成と提出…1月末日

また、確定申告までには、まだまだお時間はあります、そろそろ確定申告の対策や資料・納税資金等のご準備をすすめていく必要があります。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町4-17

電話: 083-242-1448

FAX: 083-242-1449

E-mail: info@wakamatsu-office.com

HP: www.wakamatsu-office.com

